

宝曆期詰衆の「詰日」と「外勤」

五十嵐 一郎

はじめに

近世大名制のもと江戸城雁間に候し、平日も二、三人ずつ交替で登城した大名を詰衆（または雁間詰）と称した。詰衆はまた、幕府の各種行事へ主催者側の立場から数多く参列するなど半役職の性格を持ち、いわゆる昇進コースへと進む手前の存在として位置づけることも可能と思われる。⁽¹⁾すでに詰衆の勤務実態については明らかにされている部分もあるが、本稿においては宝曆期の史料から、さらなる詰衆像を展開することを試みる。⁽²⁾それにより要職者へと進む前段階としての詰衆とはいかなる存在であったかを明らかにすることを目的とした。

一 「詰日」の勤めにおける「休日」

詰衆には他の諸大名と異なり、平日も交替で二、三人ずつ登城する「詰日」の勤めが課されていた。宝曆期においても同様に平日の登城を行っているが、この時期には詰衆内で取り決められた「詰日」に、在宿が許される「休

日」というものが存在していた。まずは「詰日」の記録からこの「休日」について見ていきたい。

一 今日詰日ニ付、四ツ時打四半時之出宅ニ而致登 城、(中略)

右致登 城、例之通御座敷廻リ之節御機嫌之恐悅申上、右相濟退出、直ニ帰宅九ツ打三寸五分

殿中何之相替儀も無之候、廻状等も出不申候、相詰永井近江守殿、牧越州（安井氏）二者今日休日ニ付出仕無之候

この日、土屋能登守篤直は「詰日」にあたっていたため登城し、老中による「御座敷廻り」を受け、その後はとくに幕府からの伝達事項もなかったため、帰宅した。一緒に「詰日」を勤めたのは永井近江守であり、牧野越中守については「休日」のため出仕しなかったという。この日「詰日」として勤めたのは土屋と永井による「兩人詰」であった。

ではこの「休日」とはいかなるものであったのかを検討してみたい。

まず「詰日」は、在府中の詰衆のうち、病氣・幼少等を除いて平日登城できる面々（これらを当時「詰日之相勤候衆」と称している。寛政期には「当勤之衆」または「当勤之者」と称される）が「詰日割」と呼ばれる、出仕日と当番となる者の名前が記された、今で言う勤務シフト表あるいは勤務スケジュール表のような書面が、廻状の形で通達され、それに基づいて勤務を行っていた。「詰日割」は参勤交代による在府詰衆の入れ替えや、病氣からの復帰あるいは忌み明けによる勤務再開などの理由によって組み直された。その作成者は詰衆自身であり、参勤御暇があつた場合にはその日の「詰日之者」があつたり、詰衆内の話し合いによって決められていたりした。

これに対し「休日」に関してはどうであつたかという点、「今日詰日ニ候得共、休日之順故登 城不致候」との記事が見出せることから、何らかの順番によって決められていたことを覗わせる。「詰日割」が廻達された翌日には以下のような書付を送付している例が見られた。

一 昨日詰日割相改候二付、此方相詰休日小割越州(改野越中守貞任)・江州(永井近江守貞任)へ此方る書付今日差遣申候

休日小割順

十七日 能登守 廿一日 近江守 廿五日 越中守

土屋能登守からこのとき「相詰」の牧野越中守と永井近江守へ「休日」の順番を示した書付を送り、同組内で周知させている。土屋が主導的に「休日」を設定しているのか、三人合議によるものかはここからは判断できないが、「詰日割」と同様な書式で「休日」も設定されていた例として認められよう。

この前日には「今日御暇之衆有之候二付、詰日割之義、稲葉丹後守殿申談候而相改、丹後守殿・此方連名之廻状ヲ以、丹後殿令詰日被相勤候同席中へ詰日割相廻シ被申候」とあり、以下の「詰日割」が廻達されている。

詰日割

十六日	美濃守 <small>(坂倉傳次)</small>	十八日	主殿頭 <small>(石川盛徳)</small>
	備前守 <small>(松平正雄)</small>		土井能登守 <small>(土井利貞)</small>
	和泉守 <small>(小堀政重)</small>		内膳正 <small>(坂倉傳次)</small>
十七日	越中守 <small>(牧野貞任)</small>	十九日	丹後守 <small>(稲葉正重)</small>
	近江守 <small>(永井貞行)</small>		織部正 <small>(永野忠任)</small>
	土屋能登守		出雲守 <small>(久世廣明)</small>

ここでは、一二人の詰衆が三人ずつ四組に分けられ、翌日からの「詰日」を誰が勤めるかが記されている。構成する詰衆に変更がなければ廿日以降もこの組み合わせで「詰日」を勤めることとなり、その場合廿日はここでの「詰日割」で十六日にあたっている三名が勤め、以下同様に廿一日は土屋を含む十七日勤務予定の三名、廿二日は

十八日勤務の土井能登守の組三名が、というように輪番的な勤務が組まれている。先に見た「休日小割順」にある「廿一日」と「廿五日」の設定があるのはそのためである。

以上のように「詰日」の「休日」は「詰日割」が発給された後に、詰日を同じ組で勤める者内で順番に出仕なくとも良い日を設けていたと考えられよう。このときの「詰日割」を見るとどの組も三人ずつで割り当てられ、各組が「休日」を設定していたならば、「詰日」は二人ずつが勤める「兩人詰」にて行われていたと思われる。

ただし、三人ずつ勤めるすべての場合に「休日」が用意されていたわけではないようで、たとえば

一 殿中相替義も無之、廻状も出不申候、相詰本多伯耆守殿・大久保佐渡守殿被致出仕、伯耆守殿・佐渡守殿

へ拙者義初而致相詰候、且牧野豊州二者差替二而増山対州出仕、今日四人詰也⁽¹⁾

とあるように、四人で「詰日」を勤めていた事例も見られる。

次に、この「休日」がどのように機能していたかを検討してみたい。「詰日」が「休日」にあたっている場合、

「相詰」への対応には、「今日詰日ニ候得共、休日故不致出仕、夫故相詰之衆江も不申遣⁽²⁾」であったり、逆に「此方

詰日之処、休日ニ付不罷出、何方へも不罷出終日在宿、何之相替義も無之候、尤相詰牧野氏・永井氏江も昨夜今日

拙者相休候段申遣⁽³⁾」つたりと、同組内においてのみの取り決めだったため、とくに定まった形式もなかったようである。「詰日割」が詰業内（「詰日之相勤候衆」内）で作用する管理簿であったのに対し、それよりも規模の小さい

「休日小割順」は同組内で機能させるだけのものという性格として捉えたい。そのため、「今日者此方休日之順ニ候

得共、御成ニ付永井近江守殿火之番故被致在宿候ニ付、此方出仕⁽⁴⁾」したともある。つまりは同組内でのみ有効で

あった「休日」は、詰業内での優先される勤務（この場合は御成に伴う火之番勤務が相詰に課され、それにより

「詰日」を勤める者が減少することを考慮し、「休日」であった土屋が「詰日」を勤めている）が「相詰」に発生し

た場合には「休日」返上で「詰日」を勤めることもあった。

その一方で次のような形態もあり、注目できる。

一 今日此方詰日之処、用事有之候ニ付、板倉美濃守殿差替相頼、今日此方詰日へ美濃守殿被致出仕候ニ付不罷出候、相詰水野氏(忠任)ニも為返詰石川主殿頭殿(忠度)今日出仕之由昨日申来、稲葉氏者今日休日ニ付出仕無之候(正用正色)

ここでは「詰日」であった土屋が何らかの用事により「詰日」の勤めを行うことが困難になり、互いの「詰日」の勤務を交換する「差替」という手段の適用を板倉美濃守へ依頼している。板倉はこれを受けて「詰日」の勤めを果たすのであるが、このとき「相詰」の一人である稲葉丹後守は「今日休日ニ付出仕」しなかったとある。詰衆内には「詰日」の勤めが一人となる「老人詰」の状態を避けるため、二人以上で勤務できるよう「差替」「助詰」といった補填制度を敷いていた。この日「詰日割」通りであれば「三人詰」となり、たとえ土屋が何らかの用事で出仕できない状況にあっても、二人での勤務が可能であるが、稲葉に「休日」が設定されていたため、土屋が出仕できないとなると水野織部正の「老人詰」になる恐れが生じてくるのである。それにより土屋は板倉への「差替」を依頼することになったものと思われる。先に見た、御成に伴う「火之番」の勤めが同組内に発生した際には、「休日」を返上して「詰日」の勤めにあたっていたが、今回の「用事」を理由とした場合には、「休日」を返上して勤めさせるのではなく、「差替」によって対応を図ったことがわかる。その意味では「休日」はあくまでも「詰日」と一緒に勤める同組内で取り決める、いわば個々人間の関係に寄与する私的側面が強く、同組内に御成に伴う火之番といった公的性格のある勤務が発生し、それを優先する必要があると、たちまちその個々人間での取り決めは破棄され、「詰日割」通りに「詰日」を勤めることになっていったと思われる。ただしあくまでも「休日」が返上されただけで本来の「詰日」の勤めをする事以外に影響はなく、もし都合が悪ければ「差替」を依頼して対応してい

た。以下はそのことを示すものである。

一 今日此方詰日ニ候得共、休日ニ付不致出仕候段昨日相詰之衆江申遣候処、今日者 御成ニ付越州二者火之番被相勤候ニ付、被致在宿候旨昨夜被申越候ニ付、今日此方詰日可被出候処、講会ニ罷越用事ニ付、土井能^(兩氏)州へ差替之義昨夜頼申遣候処、

承知ニ而今日此方詰日へ能州出仕ニ付、詰日罷出不申候、尤右之趣相詰永井江州江も昨夜申遣、江州ニも今日被致出仕候事⁽⁶⁾

御成のために「休日」返上となり「詰日」のため登城する必要が生じたが、土屋は「講会」の約束をしており、対応が難しくなった。そこで通常通り「詰日」を勤められなく成った場合と同様に、まずはお互いの「詰日」を交換する「差替」によって自分の「詰日」を補填してもらおうと試み、土井能登守がそれに応える形となって落ち着いた。

以上のように宝曆期、「詰日」を勤めるにあたって「休日」を設けていたことは、同じ「詰日」を勤める者同士が、ごく私的に近い形で取り決めを行い、あくまでも「詰日」の勤めに影響を与えない程度での「休日」であったということができよう。そのため、御成に伴う火之番が課された場合には「休日」になっている詰衆が本来の「詰日」通りに勤めることになったのである。「詰日」を勤める人数が一人にさえならなければ、同組内での自由が利いていたとも捉えられ、それは幕府から詰衆に対し、平日は二、三人ずつ交替で登城することを課されているものの、その勤務方法については幕府もしくは老中から制限されるものでなく、詰衆自らが合議等によって定めていたことと通じるものがある。

二 「詰日」の「三方替」

詰衆が「詰日」の勤めを遂行するにあたって、「巻人詰」とならないように欠員を補填する制度を備えていたことはすでに述べたが、宝暦期にあつては、その補填制度の第一段階にあたる「差替」の発展形ともとれる「詰日」の「三方替」という手段が存在した。

いくつか例示しながら、その実態を見ていくこととしたい。

【パターン1 「差替」の発展形としての「三方替」】

(例1…図1参照¹⁷⁾)

- 一 明五日此方詰日之処、稲葉丹後守殿明日詰日ニ被出度由二而、今日之丹後守詰日と差替申候二付、今日丹後守詰日へ此方罷出可申候、用事二付、又久世氏相頼差替、三方替ニ致候而今日丹後守殿詰日へ此方為代出雲殿被致出仕候、依之明日之此方詰日江者及丹後守殿被致出仕、今日久世殿江之返詰者、来七日久世殿之詰日へ此方致出仕候筈ニ申合候

この日、「詰日割」に従えば、稲葉丹後守の「詰日」であつたが、稲葉側から「明日詰日ニ被出」と土屋に「差替」の依頼が持ちかけられた。土屋はこの「差替」依頼を受け入れたものの用事があつたため、久世出雲守へ改めて「差替」を依頼したのである。ある意味「詰日」の転貸ともいえようか。このとき、稲葉―土屋―久世の三者間で「詰日」を「差替」えたこととなり、これを

図1 宝暦4年3月4日条の「三方替」例

	4日	5日	7日
本詰(詰日割)	稲葉丹後守	土屋能登守	久世出雲守
差替	土屋能登守	稲葉丹後守	(久世出雲守)
三方替	久世出雲守	稲葉丹後守	土屋能登守

「三方替」と称している。「差替」には後日に「差替」えてもらった相手の「詰日」を勤める「返詰」が付随したが、稲葉―土屋の間では、依頼した時点ですでに両者の「詰日」を入れ替えることを前提としたものであったため、「返詰」の文言は見られない。久世に対しては土屋が久世の「詰日」となる七日に「返詰」を行うことが「申合」わされている。このように「差替」えた「詰日」をもう一段階「差替」えることを「三方替」としていたと考えられる。次に見る史料も同様な例である。

(例2：図2参照)¹³⁾

一 明日稲葉丹後守殿詰日之処、用事二而差替之義被相頼候二付、明日丹後守殿詰日へ此方罷出可申候処、明日者此方も用事有之候二付、又候板倉美濃守殿江相頼、三方替二致、今日之美濃守殿詰日へ此方罷出、明日之丹後守殿之詰日へ此方為代美濃守殿被致出仕候二付、今日美濃守殿之詰日へ此方罷出候二付、四ツ打一寸五分之出宅二而致登城候、例之通伺御機嫌之恐悦申上、夫々退出致候、今日之本詰久世出雲守殿(後明)二も被差替、水野織部殿被致出仕候二付、相詰織部殿也殿中向何之相替儀も無之候(後略)

ここでは翌日の「詰日」について稲葉丹後守から用事があるとのことで「差替」の依頼があり、土屋はこれを受け入れたが、実は土屋も翌日用事があったため、改めて板倉美濃守へ「差替」を依頼した。この時点において稲葉―土屋―板倉の三者間における「三方替」が成立した。先の例では三者間の「詰日」がそれぞれ入れ替わる様子が見て取れたが、今回は稲葉が土屋の「詰日」を勤める「返詰」の日程までは決められていない。通常の「差替」と同じように依頼と同時双方向的に「差替」―「返詰」を取り決めるのではなく、ひとまずは当面の「詰日」の勤めに

図2 宝暦4年3月23日条の「三方替」例

	23日	24日
本詰(詰日割)	板倉美濃守	稲葉丹後守 用事
差替	板倉美濃守	土屋能登守 用事
三方替	土屋能登守	板倉美濃守

欠員が出ないように対応していたためと考えられる。

【パターン2 「返詰」に伴う「三方替」】

次に掲げる史料は上記二例でみた「差替」を依頼したのではなく、「返詰」を「三方替」した例である。

(例3…図3参照)¹⁹⁾

一 今日詰日之処、此間間部若狭守殿十三日之詰日江此方致出仕候二付、右之為返詰十四日
(松平兼重)
 之松能州之詰日江若狭殿被致出仕候二付三方替二相成り、今日之此方之詰日江能州被致出
 仕候二付、今日出仕不致、其外何方へも罷出在宿、何之相替儀も無之、尤今日之相詰三
(兼次)
 浦主斗頭殿へ差替二而松能州出仕候段今朝以手紙申遣候

「詰日割」では十八日が「詰日」に充てられていた土屋であったが、これより前の十三日に間部若狭守の「差替」として出仕した。通常であれば土屋の「詰日」に間部が出仕する形で「返詰」を行うところだが、このときはそれとは異なっていた。十四日の松平能登守の「詰日」へ間部が土屋の「返詰」として出仕し、これにより土屋―間部―松平の間での「三方替」という扱いにしたのである。「返詰」は「差替」えてもらった相手に対して直接行われることを見てきたが、ここでは第三者の「詰日」を巻き込んだ方法をとっている。何故間部が松平と「詰日」を交換する形をとったかここからは判断できないが、土屋はこれを十三日の「返詰」であると認識している。そこには相互で「詰日」を補填する共通意識が存在していたものと思われる。

そしてもう一つ注目したいのが、「相詰」への対応の部分で、「相詰三浦主計頭へ差替二而松能

図3 宝暦4年6月18日条の「三方替」例

	13日	14日	18日
本詰 (詰日割)	間部若狭守	松平能登守	土屋能登守
差替	土屋能登守	(松平能登守)	(土屋能登守)
返詰	(土屋能登守)	松平能登守	(間部若狭守)
→三方替		→間部若狭守	→松平能登守

州出仕」すると手紙で伝えている点である。土屋（間部）―松平の間では、このときの松平は間部の土屋に対する「返詰」の「代」としての出仕との共通認識であるが、土屋―三浦間ではこれを単に「差替」として伝えている。複雑な「三方替」のいきさつを伝えるのではなく、「差替」えたことにより自分（土屋）ではなく、松平が出仕しているという事実のみを伝えるだけで十分であったためといえよう。

次の例も「返詰」から「三方替」に発展したものである。

(例4…図4参照)⁽²⁰⁾

一 今日拙者義詰日之処、一昨日松平伊豆守殿詰日へ兼而久世雲州為返詰可致出仕候処、亦候拙者へ雲州頼二付、一昨日伊豆殿詰日へ拙者義致出仕候二付、右為返詰今日拙者詰

日へ伊豆守殿被致出仕候様二申遣候処、伊豆殿不快二付、久世氏申談候様二と被申越候

間、雲州申談、三方替二致候而今日拙者詰日へ此間の伊豆守殿江返詰旁雲州出仕二而詰日罷出不申、其外今

日者何方へも罷出、終日在宿相替義も無之候、尤相詰
酒遠州
三浦氏 江今日久世氏出仕候段昨夕申遣候事

話は一昨日のことから始まる。三月六日、この日は松平伊豆守の「詰日」であったが、久世出雲守が「返詰」として出仕することになっていた（この史料だけでは何日の「差替」分の「返詰」であるか判断できない）。しかし久世から土屋に対して六日出仕してほしいと依頼があり、土屋はこれに受ける形をとった。この時点では土屋―松平間での差替が成立しているともとれる（実際に六日の記事では松平との「差替」で出仕したと書かれている）。そして八日となり、この日が「詰日」となっている土屋に対して松平が「返詰」として出仕する手筈となっていた

図4 宝暦9年3月8日条の「三方替」例

	6日	8日
本詰（詰日割）	松平伊豆守	土屋能登守
返詰→頼	久世出雲守 →土屋能登守	土屋能登守 →松平伊豆守 不快
三方替	土屋能登守	久世出雲守

ものの、松平自身が「不快」のため出仕できなくなった。これにより松平側からこの日の出仕について久世と相談してほしい旨の話があり、その結果「三方替」にして土屋の「詰日」へ久世が出仕することとし、それはまた松平への「返詰」であるとしている。このときの「返詰」は本来六日に松平の「詰日」へ久世が行うべきところの「返詰」であつたと考えられ、六日に土屋が出仕したことに對する松平による「返詰」は後日改めて達成されるものとして、土屋―久世間で話し合いがもたれた結果ということになろう。

右に挙げた例では、六日の松平の「詰日」に對して久世（の「返詰」）から結果的に土屋の出仕へと流れているため、三者間で「詰日」を交換しているとも捉えられ、見方によつては六日と八日とで二重に「三方替」が行われているようにも感じられる。しかし土屋はこの六日の出仕を「差替」によるものと認識し、直接的には久世からの依頼で出仕したにもかかわらず、その「返詰」を松平に求めている。

ここではやや複雑に見えるものの、三者間での「詰日」の転換という図式に変わりはなく、そこには「壹人詰」にしない相互補填の仕組みを備えていたと評価することができよう。ただ、「三方替」の認識は当事人の判断によるものが大きかつたようで、最後に三者間の「三方替」から二者間「差替」に認識を改めた例を紹介したい。

(例5)²¹

一 今日松平備州詰日へ稲葉丹後守殿(正由)為返詰可被致出仕筈之処、昨夜中夕持病氣ニ而難被致出仕、備州方へ断も被申越かたく候間、拙者義備州詰日へ丹後守殿(正益)為代致出仕候様ニと今朝六半時前被申越候間、承知之旨申遣、今日備州詰日へ丹後守殿為代拙者義致出仕候付、四ツ時打四半至出宅ニ而直ニ致登 城候(後略)

一 今日備州詰日へ丹後守殿為代拙者義致出仕候間、三方替之心得ニ存候処、丹後守殿方両度迄自筆手紙ニ而今日備州与拙者之差替ニ致可然旨申越候間、兎二角も丹後守殿存寄次第ニ可致旨申遣、今日者備州と拙者差

替被致候、依之今夕備州方へ以手紙其段申遣、殿中相替義も無之段申遣候事

この日松平備前守の「詰日」であったが、稲葉丹後守が「返詰」として出仕するはずであった。しかし稲葉が病のため出仕できなくなり、代わりの出仕を土屋へ依頼し承諾された。このとき土屋の認識としては松平―稲葉―土屋の三者間での「三方替」が成立し、これの「返詰」は稲葉が勤めることで完結する様相であった。そのようなときに稲葉からの依頼で今回の「三方替」を解消し、土屋―松平間の「差替」にしてほしいと持ちかけがあった。土屋はこの要求を受け入れ、松平とは「差替」を行ったこととし、その旨を松平にも伝えた。後日には松平が今回の「返詰」として土屋の「詰日」へ出仕したことと思われる。

以上のように、「詰日」の「三方替」とは三者間で「詰日」を「差替」えるものであり、これにはお互いの都合に合わせながらも「吾人詰」とならないように補填できる体制を維持した結果としてのものであったということができよう。二者間で一度「差替」を行った後に何らかの事情により出仕できなくなる状況がこの時期の詰衆には起こっていたことが背景にあったと思われる。それはここに見た土屋の周囲だけに限って発生していたのではなく、詰衆全体に見られる現象ではなからうか。それ故に互いの事情を察することにより相互補填の体制を整えていたともいえよう。

三 詰衆の「外勤」

次に問題となるのは、先に見た相互補填の制度を利用するにあたり、どのような理由で「詰日」の出仕を断っていたのである。常に二、三人の出仕を求められ、それ故詰衆とも称される彼らにあって、その「詰日」の勤めを

他者を取り替えてでも従事したものとは何だったのだろうか。まずはその答えの一つとも考えられそうな一文を示したい。⁽²²⁾

一 今日詰日之処、久世雲州相頼差替、今日此方詰日へ雲州被致出仕候二付、詰日二者不罷出、外勤として四ツ時之出宅ニ而左之通勤ル

(中略)

堀田相模守殿^(正亮)

(中略)

板倉美濃守殿^(守政)

(中略)

奥平大膳大夫殿^(昌教)

(後略)

土屋は「詰日」ではあったが、久世出雲守と「差替」を行い、「外勤として」堀田相模守(老中)、板倉美濃守(詰衆)、奥平大膳大夫の三軒を訪問したとされる。このように宝曆期の詰衆には「外勤」(あるいは「外相勤候」と称して他家へ訪問していることが頻繁に見られる。その訪問理由等については様々であり、詳細な分析は今後の検討課題としたいが、次に見られるように正月年明けの「年礼」つまりは年始挨拶や、季節ごとの暑氣見舞・寒氣見舞、あるいは参勤交代に伴う参府御礼・御暇御礼などがあげられる。

一 今日此方詰日之処、年礼相勤候二付大久保城州昨日詰日と差替ニ而今日者城州被致出仕候故、詰日二者不

罷出候、相詰稲葉丹後殿^(正忠)ニも差替、今日久世氏出仕之由、水野氏^(忠任)二者休ニ被致候間、出仕無之候、且又明十

日上野 御靈屋江公方様五ツ半時之御供揃ニ而御参詣被仰出候段大久保城州手紙ニ而申来、其段夕方同席

中江今日詰日之衆分⁽²³⁾之廻状も来ル

ここでは先に見た「休日」者に依頼することもなく、「差替」によって「詰日」を入れ替え、「詰日」を勤めるこ

となく、年始の挨拶廻りを優先している。

土屋の日記中にはこうした「外勤」による外出訪問先の記載が一軒ずつ記されており、しかも訪問した順番までも意識した書式をとっている²³。そこで以下では、日記中に見られる土屋の「外勤」先、すなわち外出訪問先を数量的に分析することを試み、「詰日」よりも優先されていた部分さえ垣間見られるこの現象を探り、詰衆のさらなる一面を展開してみようと思う。

記録が残っている宝暦二年十二月から同十年一月までのうち年間を通じて「外勤」の確認ができるのは宝暦三年から同九年までである（宝暦十年一月以降も日記は残されているが、この月以降奏者番に就任するため、検討対象には含めなかった）。年ごとの「外勤」件数をまとめたものが表Aで、この六年間を見ると、全訪問件数は四五五四件となり年平均七五九件である。

ただし、この訪問件数には、月によって差異が認められる（表A参照）。月別に見た場合、対象とした六年間で最も訪問件数が多かったのは正月であり、全体の二七・五%を占める。その主な訪問理由となっているのは先に見た年始御礼である。要職者への訪問はもちろんのこと、尾張・紀伊・水戸の御三家、井伊家などの溜詰大名、あるいは同席（詰衆）大名や外様大名、さらには旗本にまで訪問を行っている。逆に言えば年間を通してこの正月の年始御礼にしか訪問していない相手先も数多く存在していた。また、正月の「外勤」は、二十%弱の年からときには三十%を超える年もあったが、全体の三割近い数がここに集中する要因は同じ相手に何度も訪問を重ねているのではなく、より多くの相手へ年始御礼を行っているためである。

月別による訪問件数の差異は他の理由も存在し、御暇となり江戸を離れた際には当然のごとく「外勤」している様子はない。すでに多くの研究がなされているとおり、この土屋家も九月から三月を国許で過ごす半年代の参勤交

宝暦期詰衆の「詰日」と「外勤」

表A 年別訪問件数および割合

訪問件数	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	閏月	合計
宝暦4年	142	60	43	45	57	90	55	75	57	0	0	67	52	743
	19.1%	8.1%	5.8%	6.1%	7.7%	12.1%	7.4%	10.1%	7.7%	0.0%	0.0%	9.0%	7.0%	
宝暦5年	219	43	52	63	65	76	49	89	39	0	0	73	—	768
	28.5%	5.6%	6.8%	8.2%	8.5%	9.9%	6.4%	11.6%	5.1%	0.0%	0.0%	9.5%	—	
宝暦6年	207	56	33	49	61	75	98	20	101	16	17	33	—	766
	27.0%	7.3%	4.3%	6.4%	8.0%	9.8%	12.8%	2.6%	13.2%	2.1%	2.2%	4.3%	—	
宝暦7年	226	34	41	31	17	86	49	76	66	0	15	71	—	712
	31.7%	4.8%	5.8%	4.4%	2.4%	12.1%	6.9%	10.7%	9.3%	0.0%	2.1%	10.0%	—	
宝暦8年	211	43	61	85	63	98	55	103	39	0	17	36	—	811
	26.0%	5.3%	7.5%	10.5%	7.8%	12.1%	6.8%	12.7%	4.8%	0.0%	2.1%	4.4%	—	
宝暦9年	247	51	45	59	42	59	63	36	15	0	0	81	53	751
	32.9%	6.8%	6.0%	7.9%	5.6%	7.9%	8.4%	4.8%	2.0%	0.0%	0.0%	10.8%	7.1%	
月毎小計	1252	287	275	332	305	484	369	399	317	16	49	361	105	4551
	27.5%	6.3%	6.0%	7.3%	6.7%	10.6%	8.1%	8.8%	7.0%	0.4%	1.1%	7.9%	2.3%	

※宝暦4年～宝暦9年の「動向覚日記」「土浦在城中日記」(国文学研究資料館蔵「常陸国土浦 土屋家文書」)により作成。

代とされていた。対象としたこの時期には実際に土浦で過ごしているのは長くて二ヶ月程度であり、九月に国許へ向かってから十二月中旬までには帰府している傾向にあった。唯一訪問が見られるのは病等を理由に国許への出発を遅らせるため、それらの挨拶廻りで訪問を行っている例のみであった。

また、病等によって外出が難しくなった際には「外勤」を控え「終日在宿」にて過ごした。病によって外出できない期間は、その症状によって区々であり、時には二十日もの間外出していない場合もあった。それ以外にも忌や産穢によって外出できないこともあり、その場合定められた日数を経過するまで「外勤」は行われていない。

月別に見ると以上のように正月で約二〜三割を占める一方、十一月はほぼゼロという結果であった。残りの二〜八月、および十二月の九ヶ月間は七〜十二%の間を推移する。この間は固定した相手先へ訪問している時期と捉えることが可能であろう。訪問先を見ると要職者への各種見舞、縁戚者への訪問が定期的に行われている(後述)。

このことから、年間を通しての「外勤」には一定のパターンが認められる。まず正月は年始御礼を行っており、ここでは訪問先も最も多い。年に一度しか訪問しない家もあり、それ故二月に入っても年始御

表B 月毎の外出日数

外出日数	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	閏月	合計
宝暦4年	5	8	17	15	14	11	18	17	5	0	0	9	16	135
宝暦5年	18	16	19	16	18	17	13	18	5	0	0	9	0	149
宝暦6年	15	17	8	18	21	17	24	7	16	2	2	4	0	151
宝暦7年	16	9	16	7	6	17	13	16	9	0	1	10	0	120
宝暦8年	14	8	16	15	18	22	15	21	6	0	1	3	0	139
宝暦9年	19	16	16	18	14	20	15	9	1	0	0	11	18	157
月毎小計	87	74	92	89	91	104	98	88	42	2	4	46	34	851

※宝暦4年～宝暦9年の「勤向覚日記」「土浦在城中日記」(国文学研究資料館蔵「常陸国土浦 土屋家文書」)により作成。

礼を引き続き行っている年もあるが、正月に比べると格段にその数は少なくなる。以降三月から五月にかけては拝領物に対する御礼等で老中への訪問が見られるほかは、特に主だった訪問はない。六月も同様であるが、このころより暑気見舞による「外勤」が行われるものの、先に見た年始御礼のような大規模な訪問は行われない。正月に次いで訪問数が多くなる傾向にあるのは、この六月であり、それはこの暑気見舞による影響である。暑気見舞が終わると、土屋家の場合でいえばそれが降が御暇となつて一旦江戸を離れ、十二月に参府した際にその御礼廻りと寒気見舞を行うというサイクルで行われる。

四 訪問日数と訪問件数との関連

ここでは土屋が宝暦四年正月から同九年十二月までの外出した日数と、先に見た訪問件数との関連について見ていく。まずは表Bをご覧いただきたい。訪問件数では正月のそれが突出していたが、外出日数は各月区々であることがわかる。このことは正月においては一日あたりの訪問件数がきわめて多かったとすることができる。また九月から十二月にかけての国許滞在期間が絡む時期を除く正月から八月にかけての平均外出日数は一五・一日となり、実に月の半分は外出していたこととなる。詰衆には「詰日」のための登城が、この頃は三～四日に一度くらいの割合で行われていて、か

表C 一日あたりの訪問
件数上位 20 日

年月日	訪問件数
90108	48
80103	41
90105	38
40103	37
60104	37
50104	36
40104	35
50102	35
80102	34
70102	33
40102	32
60102	32
50105	28
40105	27
70107	27
80107	26
70103	25
81227	25
50109	24
60103	24

※宝暦4年～宝暦9年の「勤向覚日記」「土浦在城中日記」（国文学研究資料館蔵「常陸国土浦 土屋家文書」）により作成。

※年月日の読み方は「宝暦○年○月○日」の略。「90108」は「宝暦9年1月8日」となる。

つ「詰日」の勤め掛けに見舞等の訪問を行うこともあり、頻度としてはこうした外出が日常行動の大半を占めていたということができよう（ここには「詰日」としての勤務日数と照合していくことが必須と思われるが、別の機会ですら明らかにしたい）。

また、外出した一日あたりの訪問件数を見ても正月の数字がきわめて多いことがわかる（表C参照）。これはある特定の年に限ったことではなく、通例化していたといえよう。調査対象とした六年間の外出日すべてについての訪問件数を調べた結果、その多さで上位となっているのはいずれも正月であり、しかも一日（元日）～十日までの間で占められていた。

このことはすでに述べているとおり、年始御礼は一年間のうちに最も多くの家に、しかもわずかな期間のうちに集中的に行われ、それは要職者に限らず、徳川一門・溜詰・同席・旗本等にまで及んでおり、多岐にわたる訪問先が見られる事象と捉えられる。何日も経過して行われる性格のものではなく、正月後半になると日記文言にも「年明未懸御目不申候二付」として訪問していることから、年始挨拶は年明け早々に済ませるものとして十分認識されていたものと捉えることができよう。

五 訪問先別にみる詰衆の「外勤」

これまでは訪問件数や外出日数について見てきたが、ここでは訪問先について見ていくこととしたい。表Dは日記中に示された「外勤」訪問先で訪問回数が多かった上位二〇名を抽出したものである。全訪問数の半数以上がこの表内に収まっている。

宝暦四年からの六年間で最も多く訪問している相手は、老中堀田相模守正亮であり、その数は二七〇回であった。このうち「逢」「懸御目」との文言から実際に対面していると思われるのが一一七回で、割合で言えば約四割で実現させている。平均すると月に二―三度の訪問を試みていることとなり、注目されよう。

老中に対しては「詰日」の勤めがあるときにも登城して、老中による「廻り」の際に「伺御機嫌」をしているのに加え、こうした「外勤」によってでも顔見せを行っていたことが分かる。これは詰衆だけが老中への訪問を行っていたとは考えにくく、他の大名でも可能であったと考えられる。詰衆には老中への訪問のほかに「詰日」における接触機会があったという意味では、より「詰日」のもつ意味が増してくるのではなからうか。

堀田正亮に次いで多い訪問先を見ていくと、上位六名は何れもが老中という結果であった。このことは土屋がある特定の老中にのみ訪問していたのではなく、時の老中に対してはほぼ均等に訪問を繰り返していたといえ、しかも同じタイミングで訪問を重ねていたということと思われる。

たとえば、分析対象としたこの六年間で大坂城代から京都所司代を経て老中に昇進した松平右京大夫輝高への訪問を考えてみたい。宝暦四年からの経歴を見ると大坂城代から同六年五月七日に京都所司代となり、同八年一〇月

宝暦期詰衆の「詰日」と「外勤」

表D 訪問回数が多かった「外勤」先上位20名

氏名	摘要	訪問回数
堀田正亮	老中	270
秋元涼朝	西丸老中	232
酒井忠寄	老中	207
本多正珍	老中→詰衆	205
西尾忠尚	老中	200
大岡忠光	御側御用取次→若年寄→御側御用取次	196
松平武元	老中	191
松平忠祇	帝鑑間席	142
田沼意次	御側御用取次	122
松平忠恒	若年寄	117
松平乗祐	帝鑑間席	115
板倉勝清	若年寄	107
小出英持	若年寄	97
酒井忠休	西丸若年寄	92
小堀政峯	詰衆→若年寄	67
稲葉正明	御側御用取次	66
奥平昌敦	帝鑑間席	64
牧野貞長	詰衆→奏者番	63
松平輝高	大坂城代→京都所司代→老中	60
戸田氏房	西丸若年寄	48

※宝暦4年～宝暦9年の「動向覚日記」「土浦在城中日記」(国文学研究資料館蔵「常陸国土浦 土屋家文書」)により作成。

一八日に老中へ就任している。大坂城代・京都所司代時代にも土屋は訪問を行っており(当然ながら直接会えている様子は見られない。しかし後述するが老中への訪問においても、会うことがかなわないことがわかっている相手であっても、自らの訪問した痕跡を残すかのごとく訪問している)、大坂城代時代には宝暦四年に三回、同五年四回、同六年三回となり、京都所司代時代には宝暦六年六回、同七年三回、同八年に四回を数えた。これが老中になると一変し、同九年に三三回に増加している。これは松平輝高に対してのみ訪問を重ねていたのではない。参考までにこの年一年間の土屋による各老中への訪問回数を調べると、堀田相模守正亮へ四〇回、秋元但馬守涼朝へ三一

回(西丸老中)、西尾隠岐守忠尚・酒井左衛門尉忠寄へは各二九回、松平右近将監武元へ二八回という結果であった。このように老中への訪問のみが他役職者よりも多くなり、その数は三〇〜四〇回程度ということになる。

もう一人例をあげれば、宝暦八年に老中から雁間詰大名となった本多伯耆守正珍へは、老中時代の宝暦四年四五回、同五年三八回、同六・七年に各三三回、同八年に四一回の訪問を行っているが、雁間詰となつてからの宝暦

九年には九回のみ訪問と減少しており、この数字は他の同席大名同様となり、やはり老中への訪問が多かったということが明らかで、就任時期等にかかわらず、どの老中にも満遍なく訪問していたということになる。

訪問している日を詳しく見てみると、老中への訪問が行われるときには同一日もしくは日を明けずに一斉に試みられていた。訪問する順番については月番老中に対して優先して訪問している姿が見られることもあった。たとえば不幸があり、長期にわたって出仕を断っていた後、忌明けとなって復帰することになった場合、真っ先に訪問しているのが月番老中のところであった。日記中にも「御用番二付」訪問したと記されていることから、このことがわかる。

また老中が登城する「出掛」け、または「登城前」の面会も可能であつたらしく、このタイミングで「逢」、「懸御目」けることがなっている例もしばしば見られる。ただし、このときの老中は五、六名で構成されており、登城する前にすべての老中へ訪問するには時間的制約もあつたようで、目当ての老中本人に会えていない例も見られた。

この「登城前」の面会は月番老中には用意されていなかったと思われ、「月番故不申逢」との記載が見られた。月番としての職務があつたせいには不明である。しかし注目したいのは先に見たすべての老中に対してほぼ同数の訪問を試みていた結果からも推察できるように、会えないとわかっている月番老中に対しても訪問している点である。これは本人に直接会って顔見せしておくことが本来の目的にかなうことであろうが、あえて「不申逢」老中へ会えないとわかっている老中にも訪問していることは、会わずとも自分がこのときに訪問したという既成事実を作る行為にも見て取れる。会えなくても訪問したことは残しておきたいという考えが働いていたのであろうか。

また、老中以外、とくに同席大名に対しては「兼約」、すなわちアポイントをとった上での訪問が見られるのに

対し、老中へ約束等をして訪問している例は見られない。もちろん老中らへは挨拶程度の訪問で、同席大名間では、諸々の話し合いが行われていたという訪問理由による「兼約」の有無は存在していたとは思われる。ただ、どうしても会っておきたい相手ならば約束をした上で訪問したであろうが、通常そのような姿は見られず、むしろ訪問を繰り返してその中で幾度か会えている、という具合である。このことは詰衆にとつての老中がそのような相手として捉えていたからなのか、何らかの規定があつたのかは不明であるものの、何かの機会につけて老中を訪問し、たとえ会えないことがわかつていてもそれを繰り返している点は注目できよう。どうしても会っておきたいタイミングでの訪問では、一度の訪問で不面であつた際に翌日にも続けて訪問を試みており、単に回数のみを重視していた訳ではなさそうである。詰衆にとつての老中という存在が如何なるものであつたかを考える際にも興味深い事象といえないだろうか。

老中に対する「外勤」は、繰り返すことになるが、「詰日」の際に老中廻りの「伺御機嫌」によつて二、三日に一度は顔を合わせるにもかかわらず、季節ごとの見舞や各種の御礼のためには個別にも会つておくことが望ましいとされていたことと思われる。「詰日」は、詰衆といういわば半役職的立場からの幕府に対する勤めであり、個別訪問による「逢」「懸御目」のための「外勤」はどちらかと言えば一大名家としての老中への勤めという性格が強かつたのではないかと推察したい。交際と呼ぶには難しく、軽度の紐帯かもしれないが、武家社会におけるつながりを意識していた行動として捉えたい³¹⁾。

次に目を引くのは御側御用取次への訪問数である。ここでは大岡出雲守忠光と田沼主殿頭意次への訪問数が目立ち、より將軍に近い存在へのアプローチとして訪問を重ねているのには、この時代の特徴ともいえよう³²⁾。以下若干寄ら要職者の名前が見られるが、その合間を縫って帝鑑間席大名の名前も見えている。表中にある松平主殿頭忠

祇・松平和泉守乗佑・奥平大膳大夫昌敦の三名は何れも土屋の縁戚にあたる。そこでは料理を振る舞われる様子もあり、要職者への訪問とは少し異なるものと考えられるが、これらも含めて「外勤」と称している。

また、詰衆は先に見た「詰日」の勤めにおいて、頻りに同席衆と連絡をとりながら欠員が出ないように奔走していたのであるが、「外勤」先においてもこの表中にはほとんど表れてこないものの、他席大名と比べればその数は多くなっていた。上位に名を連ねてこない理由としては、やはり「詰日」の存在があったためとも考えられる。ある「詰日」の一日で「但、今日永井近江殿相詰之処少々石川氏(後座)へ対談致度用事有之候二付、昨日石川氏今も其段被申越候間、今日江州詰日と差替被申候(3)」とあって、「詰日」を利用して対談を行っており、同席間における情報のやりとりや各種取り決めは「外勤」による訪問と「詰日」との二重構造にもなっていたと考えられる。

おわりに

宝暦期における詰衆の姿を「詰日」の勤めと「外勤」による訪問数から捉えてみた。そこには「休日」によって「詰日」であつても出仕しない日を設け、また「詰日」を「三方替」することにより各々の都合に合わせた出仕を行っている姿が見られた。「詰日」の勤め自体は他の時代のものとは違いは見られないが、大きな特徴とも言えるのは「詰日」であつても「外勤」して交際を試みている点であろう。同席間に対する「詰日」の勤めを軸として横のつながりが、また「外勤」によって要職者あるいは縁戚者との縦のつながりが形成されていた。ただしそれらは互いに絡み合っており、双方を適度にこなすことにより幕府制度の周縁的立場として存在していたといえよう。とくにこの宝暦期にあつては「詰日」の勤めと「外勤」とでその存在を示していたと考えたい。課題としては様々な

「外勤」の内容が如何なるものであったかというものがあろう。同席間や縦のつながりを見ていくことで「詰日」以外からの詰衆独自の事象を見出すことを深めていきたい。

註

- (1) 拙著「詰衆の基礎的考察」〔国士館史学〕第一二号 二〇〇五年三月 参照。
- (2) 註(1) 参照。また、松尾美恵子氏も「雁之間詰大名の江戸勤め」〔江戸東京博物館研究紀要〕第一二号 二〇〇六年三月) において詰衆の勤務形態について論究されておられる。
- (3) 本稿において使用する史料は国文学研究資料館蔵「常陸国土浦 土屋家文書」のうち、宝暦年間における土屋篤直の日記である。なお、当該史料は二〇一二年二月現在、同館のホームページからの閲覧が可能であり、使用した史料の大部分もインターネット上にて公開されている。
- (4) 「勤向覚日記」宝暦四年三月一七日条(国文学研究資料館蔵「常陸国土浦 土屋家文書」)
- (5) 「詰日」を共に勤めた者を「相詰」と称していた。
- (6) 通常「詰日」は二―三名の詰衆が出仕しており、出仕した人数が二名であればその日は「兩人詰」、三人であれば「三人詰」と表していた。
- (7) 「詰日割」が改正される機会についての詳細は註(1) 参照。
- (8) 「勤向覚日記」宝暦四年二月二〇日条(国文学研究資料館蔵「常陸国土浦 土屋家文書」)
- (9) 「勤向覚日記」宝暦六年二月一六日条(国文学研究資料館蔵「常陸国土浦 土屋家文書」)
- (10) 「勤向覚日記」宝暦六年二月一五日条(国文学研究資料館蔵「常陸国土浦 土屋家文書」)
- (11) 「勤向覚日記」宝暦九年五月二七日条(国文学研究資料館蔵「常陸国土浦 土屋家文書」)
- (12) 「勤向覚日記」宝暦四年二月四日条(国文学研究資料館蔵「常陸国土浦 土屋家文書」)
- (13) 「勤向覚日記」宝暦六年四月二二日条(国文学研究資料館蔵「常陸国土浦 土屋家文書」)
- (14) 「勤向覚日記」宝暦四年三月二五日条(国文学研究資料館蔵「常陸国土浦 土屋家文書」)

- (15) 「勤向覚日記」宝暦六年一月三日条 (国文学研究資料館蔵「常陸国土浦 土屋家文書」)
- (16) 「勤向覚日記」宝暦六年三月二七日条 (国文学研究資料館蔵「常陸国土浦 土屋家文書」)
- (17) 「勤向覚日記」宝暦四年三月四日条 (国文学研究資料館蔵「常陸国土浦 土屋家文書」)
- (18) 「勤向覚日記」宝暦四年三月三日条 (国文学研究資料館蔵「常陸国土浦 土屋家文書」)
- (19) 「勤向覚日記」宝暦四年六月一八日条 (国文学研究資料館蔵「常陸国土浦 土屋家文書」)
- (20) 「勤向覚日記」宝暦九年三月八日条 (国文学研究資料館蔵「常陸国土浦 土屋家文書」)
- (21) 「勤向覚日記」宝暦八年二月二〇日条 (国文学研究資料館蔵「常陸国土浦 土屋家文書」)
- (22) 「勤向覚日記」宝暦四年八月七日条 (国文学研究資料館蔵「常陸国土浦 土屋家文書」)
- (23) 「勤向覚日記」宝暦六年一月九日条 (国文学研究資料館蔵「常陸国土浦 土屋家文書」)
- (24) 「外勤」を行った日には、訪問したルートを通過した橋の名前等を示して記録している。また訪問相手先の名前の上部に

後 佐野左衛門尉殿

前 蒔田権佐殿

〔「勤向覚日記」宝暦九年一月九日条 (国文学研究資料館蔵「常陸国土浦 土屋家文書」)〕と訪問順を意識した書き方がされている。さらには年始御礼での訪問先に関して、訪問相手の名前を記しながら「増山対馬守殿二者当時忘中ニ付不能越候」(「勤向覚日記」宝暦七年一月三日条 (国文学研究資料館蔵「常陸国土浦 土屋家文書」))と、訪問順を意識した記述が見られる。

- (25) 泉正人「参勤交代制の一考察―関東譜代藩を中心に―」(「早稲田大学大学院文学研究科紀要」哲学・史学篇別冊一四一九八八年)

- (26) 「勤向覚日記」宝暦六年十月―十二月条 (国文学研究資料館蔵「常陸国土浦 土屋家文書」)

- (27) たとえば「勤向覚日記」宝暦六年一月二日条 (国文学研究資料館蔵「常陸国土浦 土屋家文書」)

- (28) たとえば「勤向覚日記」宝暦六年八月二八日条、同二九日条 (国文学研究資料館蔵「常陸国土浦 土屋家文書」)

(29) 老中への面会について、土屋千浩氏によれば、天明八年の史料を引用し、それ以前は非番の老中・若年寄は精進日以外は毎日対客を行ってきたことを紹介しており(「江戸幕府老中の対客について」(「皇學館史学」第一九号 二〇〇四年三月)、ここで見ている宝暦期においては、まさに毎日のごとく老中や若年寄への訪問が絶えない時期であったと推察される。また、月番老

中への面会についてはたとえば

松平右近将監殿

右罷通越、通り用人ニ逢見廻之口上申述、当月月番故逢不被申候ニ付、申置帰ル（後略）

〔勤向覚日記〕宝暦五年五月一九日条（国文学研究資料館蔵「常陸国土浦 土屋家文書」とある一方で、

松平右近将監殿

戸田淡路守殿

西尾隠岐守殿

右罷通り何茂用人ニ逢口上申述候処、例之通り登 城前逢被申候ニ付、懸御目申候、隠岐殿二者当月月番故登 城掛ケニ逢

被申、外ニ客無此方罷越候（後略）

〔勤向覚日記〕宝暦五年七月四日条（国文学研究資料館蔵「常陸国土浦 土屋家文書」ともあり、この時期にどのような面会が可能であったのか一定しない。これらは今後の課題としたい。

〔30〕たとえば「勤向覚日記」宝暦四年四月一二日条（国文学研究資料館蔵「常陸国土浦 土屋家文書」）では

一又五ツ半打三寸之出宅ニ而左之通勤ル

酒井左衛門尉殿

松平宮内少輔殿

右罷越登 城前懸御目申候、夫今

堀田相模守殿

右罷越、裏門内玄関へ罷越、通り用人江逢、口上申述候処、最早御逢相済候（後略）とある。

〔31〕大名交際についてはすでに多くの研究がなされているが、荒木裕行氏は「近世後期溜詰大名の「交際」とその政治化」（史学雑誌）第一一二編 第六号 二〇〇三年六月）において、実際に面会せずに、屋敷の訪問のみの段階においては、交際とは呼べないとの見解を示している。本稿もそれにならえばここでの「外勤」のほとんどは交際とはいえないこととなるが、面会できないことがわかっていても老中への訪問を行っていたり、在江戸ではない京都所司代や大坂城代へも訪問をしている事例が

見られることから、大名社会を形成するつながりがあったものとして捉えたい。

- (32) その一方でたとえば、「勤向覚日記」宝暦五年十二月二十五日条（国文学研究資料館蔵「常陸国土浦 土屋家文書」）では「但シ例年只今迄当丁高井氏へも御礼勤ニ罷越候得共、先般□西丸御附江被 仰付候ニ付、久世氏・米倉氏申合、今日者田沼氏へ斗罷越、高井氏へ者外御側衆同様ニ以使者御礼申述候、右之通り候間、向後者先高井氏江者御礼勤罷越申間敷申合候事」とあり、御側衆ではなく、御側御用取次への訪問も重視していた様子が窺える。

- (33) 「勤向覚日記」宝暦五年七月二三日条（国文学研究資料館蔵「常陸国土浦 土屋家文書」）